

## 平成 17 年度 久留米市下水道事業特別会計暫定予算

平成 17 年度久留米市の下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 125, 000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 000, 000 千円と定める。

下水道事業特別会計

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年2月25日提出

福岡県久留米市長 江 藤 守 國